

東京都中小企業振興対策審議会条例（昭和二十一年東京都条例第三十三号） 新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>東京都中小企業・小規模企業振興対策審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 中小企業及び小規模企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の附属機関として東京都中小企業・小規模企業振興対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第二条 （現行のとおり）</p> <p>一 中小企業及び小規模企業の振興対策の基本方針に関すること。</p> <p>二及び三 （現行のとおり）</p> <p>四 前各号に掲げるもののほか、東京都中小企業・小規模企業振興条例（平成三十年東京都条例第百十七号）に関すること。</p> <p>2 審議会は、前項各号に規定する事項に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。</p> <p>第三条から第五条まで （現行のとおり）</p> <p>（招集等）</p> <p>第六条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 審議会は、毎年一回以上開催するものとする。</p> <p>第七条から第十条まで （現行のとおり）</p>	<p>東京都中小企業振興対策審議会条例</p> <p>（設置）</p> <p>第一条 中小企業の振興を図り、産業の発展に寄与するため、知事の付属機関として東京都中小企業振興対策審議会（以下「審議会」という。）をおく。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>一 中小企業の振興対策の基本方針に関すること。</p> <p>二及び三 （略）</p> <p>第三条から第五条まで （略）</p> <p>（招集）</p> <p>第六条 審議会は、知事が招集する。</p> <p>第七条から第十条まで （略）</p>